

住宅リフォームに対する助成金を交付します。

市内の関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内業者が施工する住宅のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

■募集期間 / 5月13日(月)～24日(金)

1. 助成金の額

リフォームに要した費用(消費税を除く)の10%に相当する額とし、10万円を限度とする(千円未満切捨て)。

2. 募集件数

予算額200万円で助成金の額の上限が10万円のため20件以上

【優先補助対象】

- ①浄化槽設置と同時に行う排水衛生設備工事
- ②市の設置する公共下水道又は集落排水処理施設に接続する排水設備工事

予算額を超える申込みがあった場合は、公共用水域の水質汚濁防止の観点から上記①と②を優先とした上で、場合によっては抽選会を開催することもあります。

3. 対象者 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 本市に住所を有し、居住していること。
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 助成を受けようとするリフォームについて、その他の公的制度による補助などを受けていないこと。
- (5) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

4. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 「志摩市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱」別表に掲げる工事内容であること。
※対象工事例：既存住宅の増改築、浴室・キッチン・トイレ等の改修、屋根の葺替、外壁の張替及び塗装、床材・内壁・天井の張替及び塗装、雨どい等の取替、建具の取替、浄化槽設置と同時に行う排水衛生設備工事、市の設置する公共下水道又は集落排水処理施設に接続する排水設備工事など。
- (2) リフォームに要する費用(消費税を除く)が20万円以上であること。
- (3) 市内業者がリフォームに係る工事を施工すること。
- (4) 平成32年3月末までに完成する工事であること。

5. 対象とならない工事

- (1) 着工中及び完成した工事
- (2) 門扉、塀、庭などの外構工事
- (3) 住宅以外のリフォーム(倉庫や店舗など)
- (4) 新築及び解体工事
- (5) 白アリ駆除やハウスクリーニング等
- (6) テレビ、エアコン等の電化製品を設置または取替え工事

6. 申込方法

「事前申込書」へ必要事項を記入し、都市計画課(3階17番窓口)へ直接ご提出ください(郵送等不可)。

※事前申込書は、都市計画課窓口または市ホームページから入手できます。

7. 留意事項

- (1) 申込みが予算の範囲内であった場合は、5月31日(金)以降、先着順で受付します。
- (2) 事業の詳細は、「志摩市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱」をご覧ください。

8. 申込・問い合わせ先

都市計画課 ☎ 44-0305 ☎ 44-5262 📧 toshikeikaku@city.shima.lg.jp